

【公布された条例等のあらまし】

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則（規則第四十三号）

- 一 その承認に係る期間の全部が子の出生後八週間以内にある育児休業であつて、当該承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下のものをしている期間を、期末手当に係る在職期間から除算しないこととした。
 - 二 その他所要の整理を行うこととした。
 - 三 この規則は、令和四年十月一日から施行することとした。ただし、二の一部については、公布の日から施行することとした。
- 徳島県青少年センター管理規則の一部を改正する規則（規則第四十四号）
- 一 大会議室等の利用の許可の申請書は、令和四年九月一日以後等に提出するものとした。
 - 二 大型ディスプレイ等の利用料金の基準額を定めることとした。
 - 三 この規則は、公布の日から施行することとした。